

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【山腹噴火等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <p>①大きな噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達</p> <p>【山腹噴火等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>②火砕流、溶岩流が居住地域に切迫</p> <p>③御岳火口からトンガマ尾根にかけての火口列直下付近を震源とする、規模の大きな体を感じる地震の多発（概ね、マグニチュード4が2回/24時間、またはマグニチュード3が10回/24時間）</p> <p>④さらに多量のマグマの上昇を示す急激で顕著な地殻変動</p>	<p>左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が続いたと認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
4	<p>【御岳火口で居住地域に重大な被害を及ぼすブルカノ式噴火が発生】</p> <p>⑤御岳火口中心から2.7kmを超えて大きな噴石が飛散</p> <p>【山腹噴火等により居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>①御岳火口から居住地域方向へ流下する火砕流を観測</p> <p>②旧火口からトンガマ尾根にかけての火口列付近から噴火を観測</p> <p>③御岳火口からトンガマ尾根にかけての火口列直下付近を震源とする体を感じる程度の地震の多発（概ね、マグニチュード3が2回/24時間、またはマグニチュード2が10回/24時間）</p> <p>④多量のマグマ上昇を示す急激で顕著な地殻変動</p>	<p>大きな噴石が当該距離に影響する噴火が3日程度発生しない場合、レベルを引き下げる。</p>
3	<p>【御岳火口で居住地域に重大な被害を及ぼすブルカノ式噴火の可能性】</p> <p>⑤活動の高まりがある中で、御岳火口中心から2.7km近くに大きな噴石が飛散</p> <p>【火口中心から1.5kmを超え概ね2.7km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>①御岳火口中心から1.5km近くまで飛散する大きな噴石を48時間以内に複数回観測</p> <p>②大きな空振を伴う噴火の発生（榊原空振計で概ね200Pa以上）</p> <p>③火山性微動の振幅増大（トンガマ南西観測点の1分間平均振幅で概ね40μm/s以上が1時間以上継続）</p> <p>④火口直下の増圧を示す急激な地殻変動</p>	<p>大きな噴石が当該距離に影響する噴火が3日程度発生しない場合、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【火口中心から1.5kmを超え概ね2.7km以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>⑤御岳火口中心から1.5kmを超え概ね2.7km以内に大きな噴石が飛散</p> <p>【火口中心から概ね1.5km以内に影響を及ぼす噴火の可能性】 次のいずれかが観測された場合</p> <p>①御岳火口でごく小噴火の発生</p> <p>②高感度の監視カメラで見える微弱な火映を時々観測</p> <p>③火口浅部を震源とする火山性地震の増加（地震回数が10回以上/24時間）</p> <p>④火山性微動の発生</p> <p>⑤諏訪之瀬島付近を震源とする高周波地震の増加及び山体の膨張を示唆する地殻変動を観測</p> <p>【火口中心から概ね1.5km以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <p>⑥御岳火口中心から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散</p>	<p>左記の引上げ基準を全て満たさなくなり、火山活動の低下が続いた場合にレベルを引き下げる。</p>
(レベル1の火山活動の状況)	<p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p> <p>長期間火映が観測されない中で再び火映がみられ始めるような、火口の熱活動が高まりつつある状況や、わずかに火山性地震の増加傾向がみられる状況。また、状況により火山灰や小さな噴石が火口近傍に噴出する程度のごく小噴火が発生する可能性がある。</p> <p>【火山活動は静穏】</p> <p>御岳火口付近の熱活動は低調な状態で、火山性地震はほとんど発生せず、火山性微動も観測されないなど地震活動も低調な状態。</p>	<p>左記の引上げ基準に達しない活動が概ね6ヵ月続いたときを基本とするが、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断したときはレベルを引き下げる。</p>

- ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上で、レベルを判断することもある。
- 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
- レベル 4、5 の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の規模は 1813 年（文化 10 年）の噴火を想定している。
- レベル 5 からレベルを引き下げの場合には、レベル 4 ではなくレベル 3 に引き下げるものとする。
- レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。